

令和6年度ツキノワグマ被害防止対策啓発業務委託

業務仕様書

令和6年 12月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度ツキノワグマ被害防止対策啓発業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「委託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 目的

県内におけるツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害の多発等を踏まえ、県民に対して、クマの生態やクマを人里に寄せ付けない工夫、クマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等について周知することにより、人身被害の防止を図ることを目的とする。

2 業務の概要

上記1「目的」を達成するために、CMの制作及び放映並びにパンフレット、ポスター及びチラシを制作することとし、必要な提案を行うこと。

(1) 仕様等

① CMの制作及び放映

ア 対象

クマの人身被害が多い高齢者(65歳以上)を中心とすること。

なお、高齢者も含めた広い世代に向けた放映を提案することも可とする。

ただし、その際は、世代の定義(年齢層等)を提示するなど、対象を明確にすること。

イ CMの種類・構成

・ CMの種類は、上記アの対象に向けて1種以上制作すること。

・ CMの構成は、絵コンテ等の適切な方法により提案すること。

なお、具体的な構成については、別途調整することとする。

ウ 放映局、時期・回数等

・ 上記アの対象に向けて放映することを踏まえ、視聴率等が有効な岩手県内の放送局を2局以上提案すること。

ただし、特定の放送局で多く放映されるなど、放映回数等が偏らないように留意すること。

・ 放映時期は、クマが冬眠から覚める時期に合わせて人身被害の多い高齢者を中心に周知したいため、適切な時期、回数等を提案すること(県は、令和7年3月において、15秒CMを1日2本程度で30日間の放映を想定)。

なお、具体的な放映開始日、期間等については、別途調整することとする。

また、放映する時間帯は、上記アに対して効果的な時間帯を提案すること。

エ 提案内容

・ クマとの遭遇を未然に防ぐ方法(クマ鈴やクマよけスプレーの所持等)やクマに遭遇した際の身の守り方(頭部、顔面を守り重症化を防ぐ)など、県民にとって効果的かつわかりやすい内容とすること。

・ CMの放映時間を考慮し、放映時間内に収まらない内容については、CMの中で県ホームページに誘導させるなど、CMの閲覧後において、閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等を学べる内容とすること。

② パンフレットの制作

ア 対象

全世代を対象とすること。

なお、制作に当たり、県民への周知を意識すること。

イ サイズ等

使用するサイズ、紙の素材(厚さ)等を提案すること。

なお、県は、下記を想定している。

A 4、カラー(両面4枚の計8頁)、中綴じ、厚さマット 135k、2,000 部以上

ウ 提案内容

- ・パンフレットには、上記1「目的」を達成できるよう次の内容を要点ごとにまとめること。
クマの生息地や生態、人身被害数、クマとの遭遇を未然に防ぐ方法、遭遇した際の身の守り方等
※ 人里と山で被害防止対策等が異なるため、各々の内容を盛り込むこと。
※ 提案の際は、要点を目次等によりまとめること。
なお、上記事項以外に掲載が必要と考えられるものがある場合には、これを提案すること。
- ・上記アに対して効果的なものを制作するため、文字のサイズやふりがな、クマの人身事故件数のグラフ、クマの写真やイラスト等、パンフレットの見やすさを意識すること。
- ・パンフレットには、QRコードを付すなど、閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等を学ぶよう工夫すること。
- ・デザインについては、写真、フリー素材、イラストレーターによる挿し絵など、クマの被害対策等に効果的なものを提案すること。

③ チラシ及びポスターの制作

ア 対象

全世代を対象とすること。

イ サイズ等

使用するサイズ、紙の素材(厚さ)等を提案すること。

なお、県は、下記を想定している。

- ・チラシ A 4、カラー(両面)、厚さコート 90K、上記アを対象に2種各 6,000 枚以上
- ・ポスター A 1、カラー(片面)、厚さコート 135k、上記アを対象に2種各 300 枚以上

ウ 提案内容

- ・人里用と山用で被害防止対策が異なるため、計2種制作すること。
- ・チラシ及びポスターには、上記1「目的」を達成できるよう以下の内容を要点ごとにまとめること。
クマの生息地や生態、人身被害数、クマとの遭遇を未然に防ぐ方法、遭遇した際の身の守り方等
※ 上記事項以外に掲載が必要と考えられるものがある場合には、これを提案すること。
- ・閲覧者に訴求力のあるものを制作するため、クマの人身事故件数のグラフ、クマの写真やイラストなど、見やすさを意識すること。
- ・チラシ及びポスターには、QRコードを付すなど、閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等を学ぶよう工夫すること。
- ・デザインについては、写真、フリー素材、イラストレーターによる挿し絵など、クマの被害対策等に効果的なものを提案すること。
- ・ポスターのデザインは、チラシの拡大版とすること。

(2) 納品媒体

① CM

電子媒体(放映したCMが録画されたDVD-R等)

② パンフレット、チラシ及びポスター

ア 紙媒体

イ 電子媒体(紙媒体を電子化したCD-ROM等)

(3) 自由提案

上記2(1)から(2)に加え、クマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方を広く啓発するため、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば、これを提案すること。

なお、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費を合わせ、資料1「企画コンペ実施要領」1(4)の範囲内とする。

(4) 提案に当たっての留意事項

- ① CMの制作及び放映並びにパンフレット、チラシ及びポスターの制作に当たり、取材、撮影、印刷、発送、その他必要な業務の一切を行うこと。

なお、本仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項は全て実施すること。

また、提案内容に係る背景や意図等も併せて記載すること。

- ② 本業務を実施するに当たり、運営方針やスケジュール等を提示すること。
- ③ パンフレット、チラシ及びポスターについては、県内の各市町村やビジターセンター等、人身被害の防止に効果的な場所に配布すること。また、具体的な配布先を提案すること。

なお、具体的な配布先は、県と受託者で調整のうえ決定し、配布を行うこと。

- ④ 一時的な効果ではなく、継続的な効果が見込める仕様となるよう努めること。
- ⑤ 本業務で制作する題材は、クマの危険性が伝わるようにすること。
ただし、過度に危険性を伝えることで、ヒトとクマを含む野生生物との共生に悪影響を及ぼしたり、観光地としての本県への来訪を妨げる風評につながるようなことのないよう留意すること。

- ⑥ 本業務における素材(写真や挿し絵等)の収集については、県において素材を所持していないため、受託者が行うこと。

- ⑦ 本業務に係る経費(取材、人件費、放映費、デザイン費、写真調達費、印刷費、発送費等)の一切を委託料に含むものであること。

- ⑧ 本業務で制作したものは、県がその目的を達成するための範囲内において、二次利用が想定されるため、後年度以降の放映等にも活用できる内容とすること。

なお、後年度以降の流用等に伴う出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。

※ 二次利用については、県の出前講座、各種講習会等での活用や各種SNSへの掲載など、県が実施する啓発事業等において使用することを想定している。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ① 委託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 委託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、県に対して書面で再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

委託者は、上記(1)②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記(1)②により委託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 委託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって委託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び委託者間で協議の上、別途請書により定める。

(5) 機密の保持

委託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

(7) その他

仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当者と協議の上、定めることとする。